

一般財団法人日本救急医療財団  
国際会議救急医療体制確保事業推進委員会規程

(総則)

第1条 一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）定款（以下「定款」という。）第49条の規定に基づき、一般財団法人日本救急医療財団国際会議救急医療体制確保事業推進委員会規程を次のように定める。

(設置及び目的)

第2条 国内で開催される主要国首脳会議等に係る厚生労働省の救急医療体制確保委託事業等を適正かつ、円滑に実施するため、一般財団法人日本救急医療財団国際会議救急医療体制確保事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(事業)

第3条 委員会は、厚生労働省から国際会議救急医療体制確保事業等の委託があったときは、その実施について調査審議する。

(通則)

第4条 国際会議救急医療体制確保事業等の実施については、別に定めのあるものを除き、この規程の定めるところによる。

(委員及び組織)

第5条 委員会の委員長及び委員は、次に掲げる各機関の役職等にある者から理事長が委嘱する。

- (1) 財団
  - (2) 厚生労働省
  - (3) 救急医療、災害医療（NBCテロ災害含む）の専門家
  - (4) 学識経験者
- 2 委員長は、会務を総理する。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(任期)

第7条 委員会の委員の任期は、第2条に定める救急医療体制確保委託事業等が終了するまでと

する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。